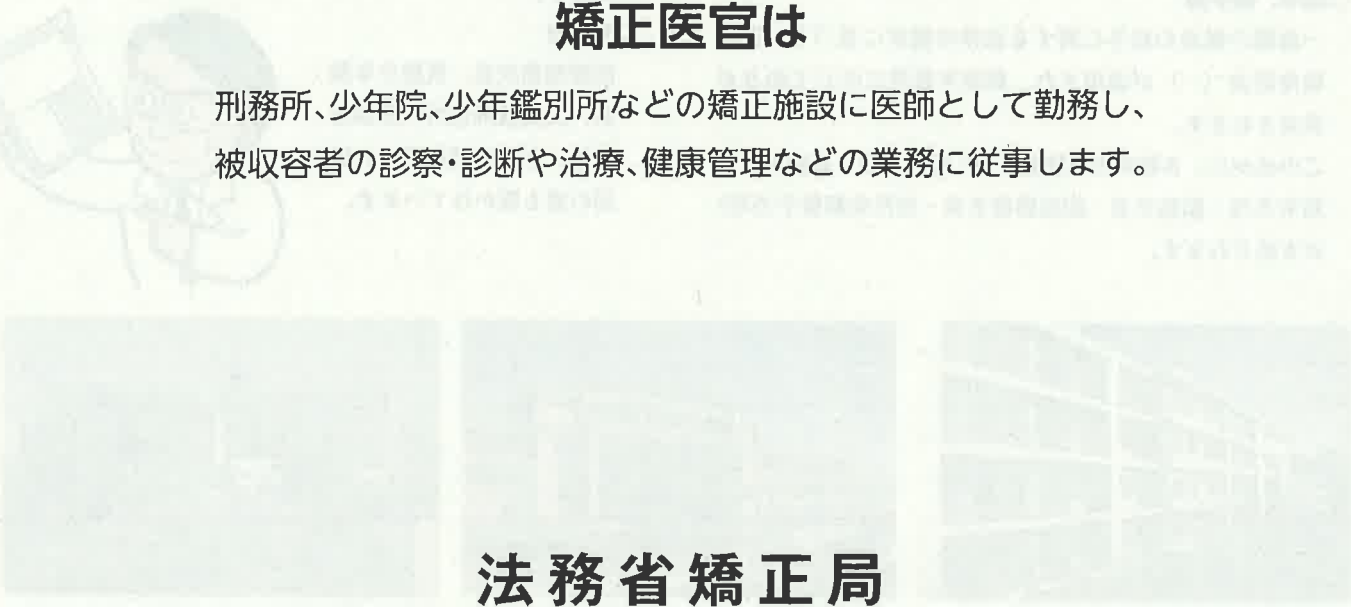




矯正医官募集

矯正医官は

刑務所、少年院、少年鑑別所などの矯正施設に医師として勤務し、
被収容者の診察・診断や治療、健康管理などの業務に従事します。



法務省矯正局

矯正医官は、犯罪や非行を犯しあるいは犯した疑いがあるとして矯正施設（刑務所・拘留所・少年院・少年鑑別所）に収容されている者（被収容者）に対して、医療措置や健康管理の業務に従事する医師です。

刑務所、少年院等の矯正施設では、以下のとおり、随時、医師を募集しています。
このほか非常勤で勤務していただける方も募集していますので、お問い合わせください。

1 採用予定官職

○法務技官（医師）

2 担当業務

- 被収容者の診察、治療
- 被収容者の疾病の予防及び健康管理 等

3 採用予定施設等

- 全国の刑務所、少年刑務所及び拘留所、少年院並びに少年鑑別所（※医療刑務所、医療少年院も含まれます。）
具体的な採用施設及び採用時期については、御希望をうかがいますので、御相談ください。

4 応募資格

- 医師免許を有する方（※定年65歳。勤務延長が認められる場合もあります。）

5 待遇等

○給与、諸手当

一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。

このほかに、各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・超過勤務手当・初任給調整手当等）が支給されます。

○勤務時間・休暇等

1日当たりの勤務時間は7時間45分であり、1週間当たり5日間計38時間45分の勤務（週休2日制）となります。休暇制度としては、年次休暇（年間20日間、最大40日間）のほかに、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）及び介護休暇の制度が設けられています。なお、勤務時間の内外を問わず大学医学部等における研修については、一定の要件を満たす場合には広く認めています。

また、民間病院等における兼業も国家公務員法の枠内で認めています。

○福利・厚生

国家公務員は、国家公務員共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、共済年金制度の適用を受けることができます。その他、健康診断や人間ドックの受検等様々な制度・事業があります。

御希望により、隣接する官舎に無料で入居することもできます。

○その他

医療刑務所長、医療少年院長、大規模刑務所の医務部長等、医系幹部職員への登用の道も開かれています。



八王子医療刑務所病棟



府中刑務所



東京拘留所

収容されている者の中には、心身ともに著しく病んでいる者もあり、適正な医療を提供することは、彼らの改善更生などにとっても不可欠の事柄です。



～ 矯正医官 1 問 1 答 (Q & A) ～

Q : どんな病気が多いのですか。

A : 刑務所では、生活習慣病（高血圧、糖尿病）、腰痛症、不眠等の精神疾患、少年院では、ぜん息等呼吸器系疾患の患者の割合が多いです。

Q : 被収容者の治療は、すべてその施設の矯正医官が行わなければならないのですか。

A : 専門的な治療や検査が必要な場合には、医療刑務所に移送したり、外部の医療機関に入院させるなどして対応することとなります。

Q : 医師をサポートしてくれるスタッフはいるのですか。

A : 受刑者や非行少年を診察する際には、必ず刑務官や教官が付き添います。

また、ほとんどの刑務所には、看護師や准看護師の資格を有する刑務官が医務部（課）に配置されているほか、薬剤師、臨床検査技師などのスタッフも配置されている施設もあるなど、医師をサポートしています。

Q : 夜間・休日の当直はありますか。また、勤務時間はどうなっていますか。

A : 医療刑務所などの医療専門施設や重点的に医療を実施することとされている施設を除き、夜間・休日の当直はなく、勤務時間は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっています。勤務には比較的余裕があり、残業を要することは余りありません。

Q : 女性医師は勤務していますか。

A : 計画的な生活を送ることができることから、女性医師も

多く勤務しています。

Q : 研修の機会などはありますか。

A : 医療技術の向上のため、勤務時間の内外を問わず、大学医学部等に派遣するなどして、研修に従事する機会を設けています。

また、矯正研修所において研修の機会も設けています。

Q : 刑務所や少年院で勤務していて、受刑者や非行少年から、脅かされたり、殴られたりはしないのですか。

A : 診療には、必ず刑務官や教官が付き添うことになっていますので、脅かされたり、殴られたりというような心配は、必要ありません。

Q : アルバイトは可能ですか。

A : 国家公務員法の規定に基づき、勤務条件により兼業が認められますので、御相談ください。

Q : 矯正施設は全国にあるとのことですが、転勤はどの程度あるのですか。

A : 転勤については、御本人の意向を、最大限、尊重して行われています。

Q : まだ、矯正施設のことがよく分からないのですが、詳しい説明を聞いたり、見学をしたりすることはできないのでしょうか。

A : 業務内容についての詳しい説明や矯正施設の見学を希望される方は、最終ページにある問い合わせ先に、遠慮なくお尋ねください。



手術室



MR I

◎お問い合わせ先 (施設見学も受け付けています。)

北海道地区

法務省 札幌矯正管区 〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5 TEL 011(783)3911

東北地区

法務省 仙台矯正管区 〒984-0825 仙台市若林区古城3-23-1 TEL 022(286)0111

関東甲信越静岡地区

法務省 東京矯正管区 〒330-9723 さいたま市中央区新都心2-1 TEL 048(600)1500

東海北陸地区

法務省 名古屋矯正管区 〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1 TEL 052(971)5961

近畿地区

法務省 大阪矯正管区 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 TEL 06(6941)5751

中国地区

法務省 広島矯正管区 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082(223)8161

四国地区

法務省 高松矯正管区 〒760-0033 高松市丸の内1-1 TEL 087(822)4455

九州・沖縄地区

法務省 福岡矯正管区 〒813-0036 福岡市東区若宮5-3-53 TEL 092(661)1137



八王子医療刑務所全景

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省矯正局 Tel:03-3580-4111 (代表)

総務課人事企画係 矯正医官採用担当 (内線2550, Fax03-3592-7647)

矯正医療管理官室 (内線5639)

ホームページでも情報を提供しています。 <http://www.moj.go.jp/>